

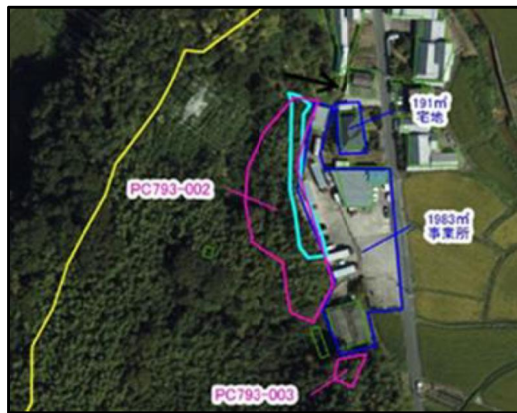
1. 目的

新たに抽出した「土砂災害が発生するおそれのある箇所」を公表します。今後、これらの箇所については、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、被害が想定される区域が明らかになれば、土砂災害警戒区域等の指定を行います。調査完了には相当の時間を要すると考えられることから、調査予定箇所として公表するものです。

2. 新たに「土砂災害が発生するおそれのある箇所」を抽出した背景

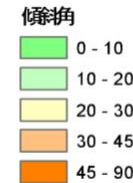
令和元年東日本台風及び低気圧等に伴う大雨で、**土砂災害警戒区域等に指定されていなかった場所でも土砂災害が発生し、人的被害（死者・行方不明者・負傷者）及び人家被害が生じました。**これらの箇所を分析したところ、地形図判読では把握が難しかったものの、より詳細な地形データを活用することで「土砂災害が発生するおそれのある箇所」として抽出可能な箇所が含まれていることがわかりました。これを受けて、今後は、**高精度な地形情報等を活用して「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の抽出に努めることが土砂災害防止対策基本指針に位置づけられました。**

高精度な地形情報による抽出事例



地形図判読（航空写真測量）による抽出
⇒傾斜度30度未満 ⇨ 調査の対象外

より詳細な
地形データを
活用して抽出



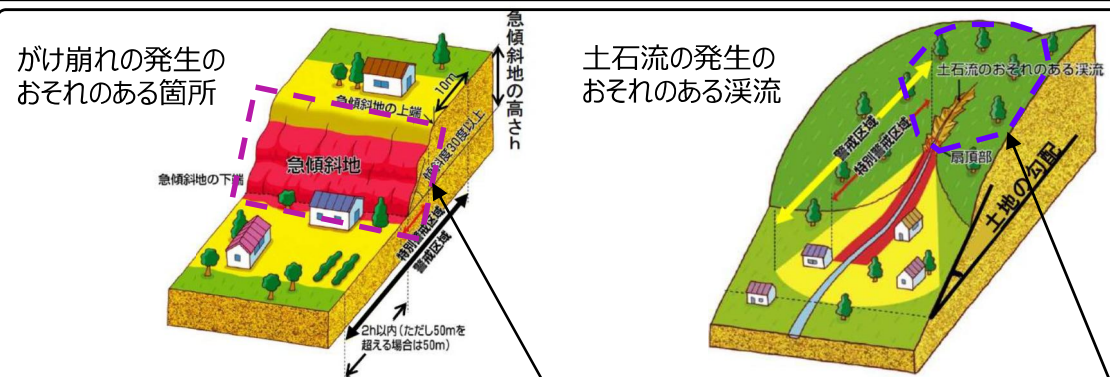
高精度な地形情報（航空レーザー測量）による抽出
⇒傾斜度30度以上 ⇨ 調査の対象

急傾斜地の基準：がけ高さ5m以上 傾斜度30度以上

3. 新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」とは

大阪府では、土砂災害警戒区域等が約8,300箇所指定されていますが、**新たに土砂災害が発生するおそれのある箇所を約4,300箇所抽出しました。**

土砂災害警戒区域等に指定された箇所では、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進します。



がけ崩れの発生のおそれのある箇所：

土石流の発生のおそれのある渓流：

現地調査の結果、区域指定がされる場合には、土砂災害警戒区域（ ）や土砂災害特別警戒区域（ ）が指定されます。

土砂災害の発生報告について

- 以下の土砂災害が発生した際には、所管の土木事務所へ土砂災害の発生報告をお願いします。
- また、土砂災害が発生した際には、災害対策基本法第59条及び第62条に基づき、市町村による応急対応をお願いします。

- ・土石流等：
 - ① 土石流危険渓流※、土砂災害警戒区域（土石流）において土石流等の土砂流出が発生した場合
 - ② ①以外で土砂流出により人的被害、公共施設・人家に被害が生じたもの及び被害が生じる恐れがあるもの
- ・地すべり：土砂災害警戒区域（地すべり）の該当の有無、人家、公共施設等への被害にかかわらず、地すべりが発生した場合
- ・がけ崩れ：
 - ① 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）において斜面崩壊が発生した場合（公有地、民有地は問いません）
 - ② ①以外で人的被害、人家・公共施設に被害が生じたもの及び被害が生じる恐れがあるもの

※土石流危険渓流とは、土砂災害警戒区域（土石流）の上流の流域の名称です

大阪府施行の災害関連緊急事業（砂防・地すべり・急傾斜）及び市町村施行の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の実施にあたっては土砂災害の発生報告は必須条件となりますので、速やかに報告をお願いします。

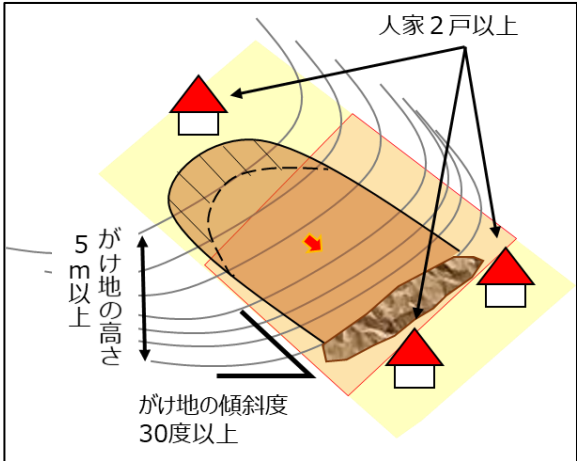
大阪府災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について

■事業の目的

- ・ 激甚災害に伴い発生した小規模ながけ崩れに対し、市町村が行うがけ崩れ防止工事へ補助を行う。

■事業の範囲（採択基準）

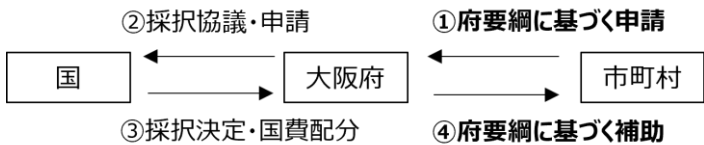
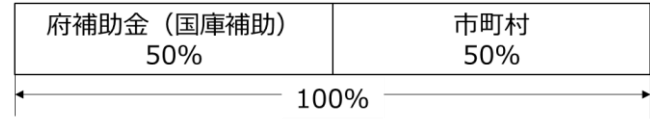
- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律**第2条第1項の激甚災害に指定**され、かつ同法**第3条及び第4条もしくは第5条の規定による措置の適用**が指定または指定されることが確実であること
- ・ 災害対策基本法第5条の規定による**市町村地域防災計画に危険箇所として記載**され、又は記載されることが確実であるがけ地
- ・ 崩壊等が発生した**がけ地の傾斜度30度以上かつ高さ5メートル以上**であること
- ・ **人家2戸以上**又は**公共的建物**に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所で行う**直接人命保護を目的とする市町村が施行主体**となって行うがけ崩れ防止工事であること
- ・ 1箇所の事業費が**600万円以上**であること
- ・ 以下のいずれかにも該当しないもの
 - 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（府施行）の対象となるもの
 - 土石等の採取や土地造成等明らかに人為的な原因に基づく崩壊で、その責任者が明らかなもの
 - 造林等の見込みのある場所等における工事で林地崩壊防止事業として実施するもの
 - 砂防指定地、保安林、保安施設地区、保安林予定森林、保安施設予定地区、地すべり防止区域内の土地（ただし知事が必要と認めた場合を除く。）



事業採択イメージ

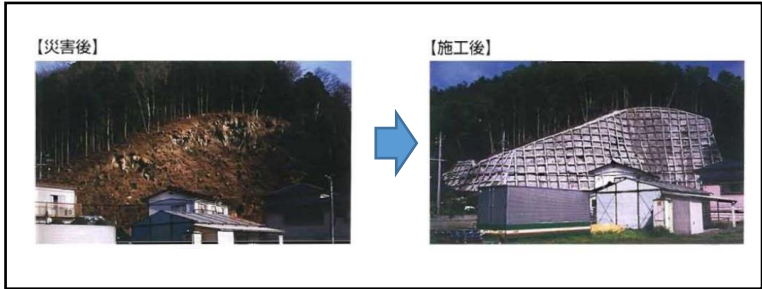
■事業スキーム

- ・ 事業の遂行に必要な事業費（工事費や設計費等）の50%以内を補助



■施行日

- ・ 令和5年10月31日から施行し、同年4月1日以降に発生した激甚災害から適用



事業イメージ（出典：国土交通省HP）

大阪府災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について

令和5年6月2日に大阪府和泉市で発生した土砂災害に対して
緊急的ながけ崩れ対策事業を実施します

国土交通省砂防部
令和5年11月15日

令和5年6月2日に発生したがけ崩れに対して、和泉市が緊急的な対策事業を実施します。

●^{ぶつなみちよう}仏並町(4)地区

位置図



【仏並町(4)地区】

おおさかふ いずみし ぶつなみちよう

大阪府和泉市仏並町地内

- ・発生日時 : 令和5年6月2日
- ・保全対象 : 人家2戸
- ・崩壊の規模 : 幅15.4m 高さ11.1m
- ・主な対策工 : 法面工



災害発生時の第一報について

1. 第1報のポイント

☆災害報告はスピードを優先

(様式にこだわらないし、すべての項目が判明しなくても良い)

☆死傷者、一般被害大、マスコミ報道等災害については最優先で報告
災害発生が予想される気象条件の際は、ニュース等に注意

2. 報告例

- 1) 報告者はだれか 「〇〇市町村〇〇課の〇〇です。」
- 2) いつ寄せられた情報か 「本日、〇〇時頃に」
- 3) どこで 「〇〇市町村〇〇町〇〇宅付近で」
- 4) 何が 「土砂災害※が発生した」
(※「土石流」「がけ崩れ」など形態が不明でもかまいません。)
- 5) 被害状況
【死傷者ありの場合】 「詳細は不明ですが、死者・負傷者があったようです。
【土砂災害として大きい場合】 「詳細は不明ですが、住居家屋の被災を含む人命にかかわる大きな災害が起きている模様です。
いるようです」
- 6) どこからの情報か 「〇〇町の住民・消防署・パトロール員」から寄せられた情報です」
- 7) 予想される影響 「河川に流出した場合、下流の人家に被害が及ぶおそれがあります。」

※いろいろな現象が想定されるため、報告例どおりでなくとも、各自がわかり得る範囲の情報を速やかにあげてください。

3. 情報共有を！！

台風や長雨が続いているときは、他の部局から府の危機管理部局へ情報を送られている場合があるかとは思いますが、所管の土木事務所（水防担当）へも情報をお願いします。幅広に情報提供をお願いします。ただし、田んぼ等造成地の法面崩れなど明らかに土砂災害では無いと判断できるものは除く。

4. 速やかな応急対応を！！

災害発生箇所が降雨により人家への影響（二次災害）が大となることが懸念される場合は速やかに応急対応をお願いしたい。

大阪府がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の改正について

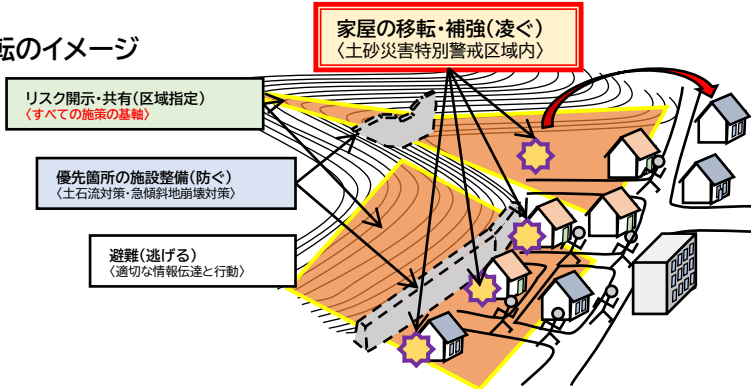
- ・本要綱は危険住宅の移転を促進するため、住民自らが実施する移転対策に対し、その費用の一部について補助を行うもの。
- ・国要綱の改正に準じた府の要綱を令和6年4月1日より施行。

◆補助制度の費用負担割合

国(1/2) 社会資本整備総合交付金	府(1/4)	[事業主体] 市町村(1/4)
-----------------------	--------	--------------------

- 【主な改正内容】
- ①補助限度額の拡充
 - ②対象要件の追加

◆移転のイメージ



新 移転補助制度
○大阪府がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱
〈S63.10.19制定／**R6.4.1最終改正**〉
(国制度：住宅・建築物安全ストック形成事業《がけ地近接等危険住宅移転事業》)

区 分	対 象 住 宅	補助限度額
危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)	以下のいずれかに該当する区域内の居室を有する建築物のうち、区域が指定される以前に建築されたもの 1. 建築基準法に基づく災害危険区域 2. 土砂災害防止法（平成13年4月1日施行）に基づく土砂災害特別警戒区域 ※移転先が安全な土地・住宅の場合に限る。 ※新築の場合は省エネ基準へ適合すること。	・危険住宅の除却に要する費用：1戸あたり 事業年度における「住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費」 を限度とする。 (参考) R6国通知 木造 32,000円/m2 非木造 46,000円/m2 (参考) 過去実績による算定 1戸あたり 約490万円 ・その他除却等に要する費用（動産移転費等）： 1戸あたり 97.5万円
危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 (建物助成費)	※なお、建物助成費については、金融機関等から資金を借り入れた場合の利子に相当する額を対象とする。	1戸あたり 421万円 (建物325万円、 土地96万円)

旧 移転補助制度
○大阪府がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱
〈S63.10.19制定／R3.4.1改正〉
(国制度：住宅・建築物安全ストック形成事業《がけ地近接等危険住宅移転事業》)

区 分	対 象 住 宅	補助限度額
危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)	以下のいずれかに該当する区域内の居室を有する建築物のうち、区域が指定される以前に建築されたもの 1. 建築基準法に基づく災害危険区域 2. 土砂災害防止法（平成13年4月1日施行）に基づく土砂災害特別警戒区域	1戸あたり 97.5万円
危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 (建物助成費)	※なお、建物助成費については、金融機関等から資金を借り入れた場合の利子に相当する額を対象とする。	1戸あたり 421万円 (建物325万円、 土地96万円)

土砂災害特別警戒区域からの移転・補強事業の周知活動について

■枚方市における取組事例～リーフレットの配布～

- ◆実施内容
枚方市内の土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)(全151箇所)の区域内の世帯へ土砂災害防止法のリーフレット資料を全戸配布し、土砂災害における避難準備や補助制度について周知を行った。
- ◆実施効果
 - ・市民が土砂災害に関する理解を深め、災害時の避難場所等を把握することで防災意識の向上に繋がる。
 - ・市職員による直接配布により現地状況が把握され、現状整理に寄与した。
 - ・補助制度の申請(移転)を受付けた。

◆リーフレット紙面

土砂災害ってどんなもの？

■土砂災害の種類

■土砂災害の恐れのある区域

■土砂災害の現状

内面

■避難のポイント

■いざというときの心構え

■安全な避難場所を確認していますか？

外面

気になっていますか？
土砂災害のこと

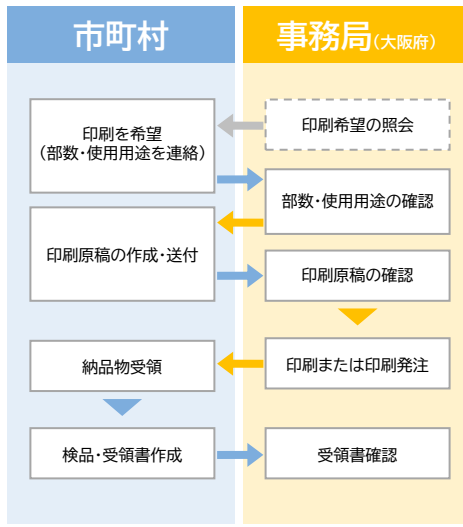
枚方市

(周知)砂防協会費によるリーフレットの印刷について

- 大阪府砂防協会において、砂防事業等に関する啓発普及のため、各市町村で配布するリーフレットの印刷を実施(印刷依頼は必要に応じて随時受付)。
- ◆近年の利用実績
 - R2…計3,640部(16市町村)
 - R3…計1,410部(11市町村)
 - R4…計3,350部(11市町村)
 - R5…計900部(2市)
 - R6…計3,600部(23市町村)

- ◆利用の流れ
必要に応じて砂防協会事務局までご相談ください。また、印刷原稿は各市町村で作成し、事務局まで送付してください。
※原稿作成に際し、右記テンプレートの利用可能

(参考)テンプレート
A3二つ折りの冊子を想定したものの。なお、土砂災害の啓発のための内容を盛り込む、A4一枚紙のチラシにするなど、デザインや紙面ページ数の変更可能。



外面

土砂災害の
ありませんか？
住宅移転・補強を
支援します

内面

土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転・補強について支援します。

具体例を交えたテンプレートを作成の上、印刷希望照会を実施予定。
積極的な周知活動をお願いいたします。